



満員の  
傍聴席の熱気が  
福彩弁護団の  
パワフルな闘いを  
支えています。

\*他県弁護団の  
連帯挨拶より

# 福島原発 さいたま訴訟

## 2/18(水)

### 第4回口頭弁論



## 傍聴に来てください!

### 14時30分開廷

さいたま地裁 101号法廷 (JR浦和駅西口より徒歩10分)

\*傍聴希望の方は、地裁B棟前に14:00までにお越し下さい

👉 終了後 **報告集会、懇親会**があります(17時まで)

会場: **埼玉総合法律事務所3階会議室** (地裁より徒歩3分)

福島原発事故で埼玉県に避難してきた被災者は、かけがえない故郷を追われ、困難極まる避難生活を強いられています。2014年3月、国と東電を被告とする損害賠償請求訴訟がさいたま地裁に提起されました。2015年1月の第2次提訴と合わせ、原告の人数は11世帯37名となる予定です。

2014年12月10日の第3回期日では、満席の傍聴人が見つめるなか、東電側代理人が、原告側の意見陳述に対し「準備書面に記載のない内容なので、意見陳述は認められない」と執拗に異議を申し立てました。原告弁護団は「口頭弁論なのだから、意見陳述を制限する理由はない」と毅然と反論。裁判長も「口頭主義が基本ですから」と東電の主張を退ける一幕がありました。

口頭弁論では、まず福島第一原発から25km圏内の広野町から避難された原告本人による意見陳述が行われ、緊急避難に際して何も知らされなかった不安と悔しさ、高齢の母親とペットを伴って死をも覚悟した厳寒期の避難生活、今も続く生活の困難さと奪われたものの大きさなど、胸に迫る陳述を行いました。

つづいて原告弁護団は、意見陳述を通し、原発を推進しながら十分に安全対策を指導しなかった国の違法を厳しく指摘。また東電に対しては、事故の過失責任がないかのように主張し、自らの行為についての法的な審理を拒否し、責任について公の場で明らかにされることを回避している、と厳しく批判しました。

次回期日もまた傍聴席を満席としましょう! 新しい年もよろしくお願ひ申し上げます。

支援する会の  
年会費は一口1,000円。  
カンパもぜひ!

**会員  
募集中!!**



会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り、深謝いたします。お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う報告会の会場費などに使用させていただいております。これからも支援の輪を広げたく、頑張りて行きたいと思いますので今後共どうぞ宜しくお願いいたします

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。  
☞ 振込先銀行名: ゆうちょ銀行/金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店(ゼロイチキューテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座/口座番号: 0550500

※個人情報適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト <http://fukusaishien.com/> 電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582